

指定居宅サービス重要事項説明書（訪問看護） （介護予防訪問看護）

あなた（又はあなたの家族）が利用しようと考えている指定訪問看護サービス及び指定介護予防訪問看護サービス（以下、「訪問看護サービス」）について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1 指定訪問看護サービスを提供する事業者について

事業者名称	安来市立病院
代表者氏名	山崎 泉美
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地 電話番号：0854-32-2121 FAX番号：0854-32-2125

2 利用者に対するサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	安来市立病院
介護保険指定事業所番号	島根県 3211210038
事業所所在地	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地
連絡先 相談担当者名	電話番号：0854-32-2241 FAX番号：0854-32-2335 在宅支援係：係長 田中 詳子
事業所の通常の事業の実施地域	安来市及び松江市

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	主治医が疾病や負傷等により訪問看護の必要を認める者に対し、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すことにより、訪問看護事業の利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とする。
運営の方針	利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるように配慮して、その療養生活を支援し、心身機能の維持回復又は向上を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始(12/29～1/3)除く）
営業時間	8時30分～17時15分

(4) サービス提供可能な日と時間帯

サービス提供日	月曜日～金曜日（国民の祝日・年末年始（12/29～1/3）除く）
サービス提供時間	8時30分～17時15分

(5) 事業所の職員体制

管理者	水田 正能
-----	-------

職	職務内容	人員数
管理者	管理者は、従業者の管理及び事業の利用申込みに係る調整、主治医との連携・調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。	1名
医師	医師は、訪問看護計画書、報告書に関し必要な指導及び管理を行う。	1名以上 業務管理上支障がない場合は、安来市立病院の他の職務に従事することができるものとする。
看護職員（保健師・看護師）	<ol style="list-style-type: none"> 1 指定訪問看護の提供の開始に際し、主治医から文書による指示を受けるとともに、主治医に対して訪問看護計画書及び訪問看護報告書を提出し、主治医との密接な連携を図ります。 2 主治医の指示に基づく訪問看護計画の作成を行うとともに、利用者等への説明を行い同意を得ます。 3 利用者へ訪問看護計画を交付します。 4 訪問日、提供した看護内容等を記載した訪問看護報告書を作成します。 5 訪問看護計画に基づき、指定訪問看護のサービスを提供します。 6 指定訪問看護の実施状況の把握及び訪問看護計画の変更を行います。 7 利用者又はその家族に対し、療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行います。 8 常に利用者の病状、心身の状況及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な指導を行います。 9 サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 	<p>適当数配置。</p> <p>業務管理上支障がない場合は、安来市立病院の他の職務に従事することができるものとする。</p>
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
訪問看護計画の作成	主治医師の指示及び利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画（ケアプラン）に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問看護計画を作成します。
訪問看護の提供	訪問看護計画に基づき、訪問看護を提供します。 具体的な訪問看護の内容 ① 病状・障がいの観察 ② 清拭・洗髪等による清潔の保持 ③ 療養上の世話 ④ 褥創の予防・処置 ⑤ リハビリテーション ⑥ 認知症患者の看護 ⑦ 療養生活及び家族への介護方法の指導 ⑧ カテーテル等の管理 ⑨ その他医師の指示による医療処置

(2) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について（別紙）

4 その他の費用について

交通費	安来市及び松江市にお住まいの方は無料です。 上記以外の地域にお住まいの利用者の方 片道 200円（税込）をいただきます。
キャンセル料	急なサービスのキャンセルの場合、キャンセル料はいただきませんが、速やかにご連絡ください。 連絡先 安来市立病院 在宅支援係 電話番号：0854-32-2241

5 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）その他の費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	ア 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。 イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月15日までに利用者あてにお届け（郵送）します。
② 利用料、利用者負担（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	ア サービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、請求月の25日までに、下記のいずれかの方法によりお支払いください。 ① 事業者指定口座（山陰合同銀行又はJA）への振り込み ② 病院の窓口にて現金支払い イ お支払いの確認をされましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。（医療費控除の還付請求の際に必要となる場合があります。）

※利用料、利用者負担（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当

な理由がないにも関わらず、支払い期日から2ヶ月以上遅延し、さらに支払いの督促から14日以内に支払いがない場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」、「個人情報の保護に関する法律についてのガイドライン」及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し、適切な取扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

7 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

(1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	地域連携室 室長 山根 育子
-------------	----------------

(2) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に行い、職員に周知徹底を図ります。

(3) 苦情解決体制等の指針を整備しています。

(4) 従事者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を定期的に行います。

(5) サービス提供中に、当該事業者職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

8 緊急時の対応方法について

サービス提供中に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治医、介護支援専門員又は利用者が予め指定した連絡先に連絡します。

主治医	医療機関名	
	氏名	
	連絡先	
介護支援専門員	所属	
	氏名	
	連絡先	
家族等連絡先	氏名	続柄 ()
	電話番号	自宅・携帯・勤務先
	住所	

9 事故発生時の対応方法について

(1) 訪問看護提供中に発生した事故については、迅速かつ円滑に対応します。また、管理者が責任をもって事後処理に当たります。

(2) 利用者のご家族と連携を密にし、状況によっては市町村へも連絡を取り処理を講じます。

(3) 利用者に対する適切な対応の後、事故発生の原因究明と再発生を防ぐためリスクマネジメント委員会を開き検討します。

(4) 損害賠償等に関しては、現在加入している事業者用損害賠償責任保険に報告し、要賠償の場合には円滑に対応する様計らいます。

10 身体拘束の禁止について

利用者に対する身体的拘束、その他の行動を制限する行為を行いません。ただし、当該利用者の生命または身体を保護するため、緊急のやむを得ない場合には、身体拘束の内容・目的・

理由・拘束の時間・時間帯等を記載した説明書・経過観察記録・検討内容など、記録の整備や適正な手続きにより、身体等の拘束を行うものとします。

事業者は、職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施するものとします。

11 衛生管理

事業者は、事業所において感染症が発生又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとします。

- (1) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のための対策を検討する委員会をおおむね6か月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ります。
- (2) 事業者における感染症の予防及びまん延防止のために指針を整備します。
- (3) 事業者において、職員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

12 業務継続計画の策定等について

- (1) 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する訪問看護の提供を継続的に実施するため、非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- (2) 職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施します。
- (3) 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います

13 社会情勢及び天災時の訪問について

- (1) 社会情勢の急激な変化、地震・風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の業務の履行が難しい場合は、日程・時間の調整をさせて頂く場合があります。
- (2) 社会情勢の急激な変化、地震・風水害など著しい社会秩序の混乱などにより、訪問看護の業務の履行が遅延、もしくは、不能になった場合、それによる損害賠償責任を負わないものとします。

14 担当職員急病等の訪問対応について

事業所の都合（担当職員の急病等）により、サービス提供ができなくなった場合、別の日程を調整するか、可能な限り代替職員にて対応します。サービス提供が困難な場合は速やかに利用者に連絡を行います。

15 ハラスメントについて

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

- (1) 事業所内において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。
 - 1) 身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為
 - 2) 個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為
 - 3) 意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
- (2) ハラスメント事案が発生した場合、マニュアルなどを基に即座に対応し、再発防止会

議等により、同時案件が発生しないための再発防止策を検討します。

- (3) 職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。
また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。
- (4) ハラスメントと判断された場合には行為者に対し、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置、利用契約の解約等の措置を講じます。

16 サービス提供に関する相談、苦情について

利用者からの苦情について迅速かつ適切に対応するため窓口を設けます。

苦情内容は記録にまとめ再発生の防止に役立てます。

担当者 安来市立病院 地域連携室 室長 山根 育子

受付時間 月曜日～金曜日（国民の休日・年末年始（12/29～1/3）除く）

8時30分～17時15分

電話 0854-32-2121

17 重要事項説明の年月日

本日、訪問看護を提供するにあたり、重要事項について説明し、質問、意向などを話し合う機会を得ました。

重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
---------------	-------

事業者	所在地	島根県安来市広瀬町広瀬1931番地
	法人名	安来市立病院
	代表者名	安来市病院事業管理者 山崎 泉美
	事業所名	安来市立病院
	説明者氏名	印

この説明について、よく理解できましたので、訪問看護サービスを利用することに同意します。

同意年月日	年 月 日
-------	-------

利用者	住所	
	氏名	印

代理人	住所	
	氏名	利用者との続柄： 印